

魚沼地域定住自立圏の形成に関する協定書

南魚沼市（以下「甲」という。）と湯沢町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、南魚沼市、魚沼市及び湯沢町の区域（以下「圏域」という。）に必要な都市機能及び生活機能を確保し、圏域全体の発展と住民福祉の向上を図るとともに、地域の特性を活かした魅力ある定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に規定する政策分野の取組において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うものとする。

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第3条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。
2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前項において規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
3 第1項の規定により必要となる手続き又は人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第4条 甲及び乙は、この協定の内容を変更しようとする場合は、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第5条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第6条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月25日

甲 新潟県南魚沼市六日町180番地1

南魚沼市

南魚沼市長

井口一郎

乙 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地

湯沢町

湯沢町長

田村正幸

別表（第2条関係）

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療

地域医療等連携推進	取組内容	圏域内の地域医療連携体制等の整備に関して必要な取組を行う。
	甲の役割	乙及び関係機関と連携し、圏域の地域医療体制等の現状に関する情報の共有を図るとともに、基幹病院及びその他の医療機関の役割、連携等について検討する。
	乙の役割	甲及び関係機関と連携し、圏域の地域医療体制等の現状に関する情報の共有を図るとともに、基幹病院及びその他の医療機関の役割、連携等について検討する。

(2) 教育

教育・文化・スポーツ施設の相互利用	取組内容	圏域内にある教育・文化・スポーツ施設の有効活用を図るため、教育・文化・スポーツ施設の相互利用を実施する。
	甲の役割	乙の住民に、甲が設置する教育・文化・スポーツ施設について、甲の住民と同一条件で提供する。
	乙の役割	甲の住民に、乙が設置する教育・文化・スポーツ施設について、乙の住民と同一条件で提供する。
生涯学習の推進	取組内容	圏域住民の生涯学習を推進するため、生涯学習講座等の充実を図る。
	甲の役割	乙と連携し、生涯学習講座等の充実を図る取組を行う。
	乙の役割	甲と連携し、生涯学習講座等の充実を図る取組を行う。

(3) 産業振興

U・I・J ターン の促進	取組内容	圏域内へのU・I・Jターンを促進するため、就職希望者等に対して、情報提供等の取組を行う。
	甲の役割	乙と連携し、就職希望者等に対して、情報提供等の取組を行う。
	乙の役割	甲と連携し、就職希望者等に対して、情報提供等の取組を行う。
産官学 連携	取組内容	圏域内の学術機関等と連携し、地域産業の振興を図る。
	甲の役割	乙と連携し、大学等を活用した地域産業の振興を促す取組を行う。
	乙の役割	甲と連携し、大学等を活用した地域産業の振興を促す取組を行う。
観光情 報の發 信	取組内容	広域観光を推進するため、ほくほく線、只見線などの地域資源を活かし、誘客増加に向けた取組を行う。
	甲の役割	乙と連携し、広域観光の推進に必要な取組を行う。
	乙の役割	甲と連携し、広域観光の推進に必要な取組を行う。
林業振 興の推 進	取組内容	地球温暖化の防止、循環型社会の形成及び圏域内の農山村の活性化に向けて、森林整備の促進及び森林資源の有効活用の推進を図る。
	甲の役割	森林整備の促進及び森林資源の有効活用のため、乙と連携し、木質バイオマス活用に関する取組を推進する。
	乙の役割	森林整備の促進及び森林資源の有効活用のため、甲と連携し、木質バイオマス活用に関する取組を推進する。
環境保 全型農 業の推 進	取組内容	循環型社会の形成及び環境保全型農業の推進のため、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する。
	甲の役割	乙と連携し、環境保全型農業を推進する取組を行う。
	乙の役割	甲と連携し、環境保全型農業を推進する取組を行う。

(4) 生活環境

廃棄物 処理等 施設の 広域化	取組内容	圏域内の廃棄物を広域的に処理するため、廃棄物処理等施設を共同で建設し、行政区域を越えた処理を相互に行う体制を整備する。また、廃棄物の減量化に向けて意識啓発を行う。
	甲の役割	廃棄物処理等の広域化を推進するために、乙と連携し、広域処理体制を整備する。
	乙の役割	廃棄物処理等の広域化を推進するために、甲と連携し、広域処理体制を整備する。
斎場の 相互利 用	取組内容	圏域住民の利便を図るため、斎場の相互利用を実施する。
	甲の役割	乙の住民に、甲の住民と同一条件で提供する。
	乙の役割	甲の住民に、乙の住民と同一条件で提供する。
鳥獣害 防止対 策	取組内容	圏域内の鳥獣害防止に資する取組を推進する。
	甲の役割	乙と連携し、鳥獣害防止対策に必要な取組を行う。
	乙の役割	甲と連携し、鳥獣害防止対策に必要な取組を行う。
消費生 活相談 体制の 強化	取組内容	圏域内の消費生活に関する安全・安心を確保するため、消費生活相談体制を強化する。
	甲の役割	(1) 乙と消費生活に関する相談内容、対応状況等の情報交換を行う。 (2) 専門機関との連携を強化し、対処困難ケースへの的確な対応を行うとともに、相談内容に応じて乙と協力して対応する。
	乙の役割	(1) 甲と消費生活に関する相談内容、対応状況等の情報交換を行う。 (2) 専門機関との連携を強化し、対処困難ケースへの的確な対応を行うとともに、相談内容に応じて甲と協力して対応する。

(5) 防災

防災対策活動の推進	取組内容	圏域住民の防災意識を高めるとともに、圏域内の防災体制の強化を図る。
	甲の役割	乙と連携し、情報共有等を行いながら圏域内の防災体制の強化に必要な取組を行う。
	乙の役割	甲と連携し、情報共有等を行いながら圏域内の防災体制の強化に必要な取組を行う。

(6) 消防

消防・救急相互応援体制の充実	取組内容	圏域住民の生命及び財産を守るため、消防・救急体制の強化を図る。
	甲の役割	乙と連携し、圏域内の消防・救急体制の強化に必要な取組を行う。
	乙の役割	甲と連携し、圏域内の消防・救急体制の強化に必要な取組を行う。

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通

地域公共交通ネットワークの維持	取組内容	圏域内における通勤、通学及び通院等の生活交通を確保するため、圏域内の公共交通ネットワークの維持を図る。
	甲の役割	バス路線等を維持するために必要な費用負担及び関係機関との調整について、乙と協力して行う。
	乙の役割	バス路線等を維持するために必要な費用負担及び関係機関との調整について、甲と協力して行う。

(2) 広報

情報発信の強化	取組内容	圏域内の交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、圏域内の情報発信の強化を図る。
	甲の役割	乙と連携し、圏域内の情報共有及び情報発信を充実させる取組を行う。
	乙の役割	甲と連携し、圏域内の情報共有及び情報発信を充実させる取組を行う。

(3) 交流・移住促進

移住・定住・地域交流の促進	取組内容	圏域内にある地域資源を活かし、移住・定住・地域交流を促進する。
	甲の役割	乙と連携し、圏域内にある地域資源を活かし、移住・定住・地域交流を支援する取組を行う。
	乙の役割	甲と連携し、圏域内にある地域資源を活かし、移住・定住・地域交流を支援する取組を行う。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 人材育成

職員の 人材育成	取組内容	合同専門研修の実施等により、圏域内における職員の人材育成を図る。
	甲の役割	乙と連携し、合同専門研修の実施等について必要な取組を行う。
	乙の役割	甲と連携し、合同専門研修の実施等について必要な取組を行う。

